

「H29小規模なリゾートホテル」の製図に関する質疑応答

【会員からの質問】

・質問メールをそのままを記載

バリアフリー法の移動等円滑化誘導基準において各階に車いす対応のトイレが1つ以上必要になると思いますが、2階に共用部門の室がない(宿泊室がメインで、自販機コーナー、洗濯室程度はあり)の場合でも、**車いす対応のトイレ**を設ける必要があるのでしょうか？

【解答】

2階が全て客室の場合、多機能便所(車いす対応のトイレ)の設置義務はありません。
また、2階が客室であり、自動販売機や洗濯室程度を計画した場合は、同様に多機能便所(車いす対応のトイレ)の**設置義務はないと判断**する。
ただし、製図試験としては、「高齢者等の方のことを十分考慮した計画をしている」と審査員へPRする考え方から、2階で客室が主であり、自動販売機やランドリー室程度であっても、多機能便所(車いす対応のトイレ)が計画可能なら計画した方がベストと判断する。 …つまり、各階に多機能便所は計画した方が良い。